

# 福岡市保健福祉審議会高齢者保健福祉専門分科会 条例委任検討部会 議事次第

日 時 平成 24 年 3 月 29 日(木)  
専門分科会終了後～  
場 所 あいれふ 8 階 研修室 A

## I 開会

## II 委員紹介

## III 議事

- (1) 部会長・副部会長の互選
- (2) 介護サービス事業等の人員，設備及び運営の基準等に関する条例案作成に係る意見募集について

## III 閉会

保健福祉審議会 高齢者保健福祉専門分科会  
条例委任検討部会委員名簿

氏 名	団体名・役職等
泉 賢 祐	福岡県社会福祉士会
伊 藤 豪	福岡大学
浦 田 裕	西日本新聞社論説委員会
加 藤 めぐみ	福岡市老人福祉施設協議会
鬼 崎 信 好	福岡県立大学
柴 口 里 則	県介護支援専門員協会
田 代 多恵子	福岡県看護協会
中 野 千 恵	福岡県介護福祉士会
廣津留 珙 子	福岡市介護保険事業者協議会

(敬称略・50音別)

# 介護サービス事業等の人員，設備及び運営の基準等に関する 条例案作成に係る意見募集について

## 1 意見募集の目的

地域主権改革の一環として，現在は厚生労働省令等で定められている介護サービス事業者等の人員，設備及び運営に関する基準を，各自治体が条例で定めなければならないこととされている。福岡市が条例化するにあたり，規制の緩和や強化などについて，事業者等のニーズや要望等を把握し，検討事項に反映させることを目的とする。

## 2 実施概要

(1) 実施時期 平成24年3月7日（水）～4月6日（金）

(2) 対象者

福岡市内の事業者及び関連団体 約 1,700 程度

介護サービス事業所	1,664 事業所
その他施設	27 事業所
関連団体	12 団体

(3) 意見募集の内容と今後の予定

①意見募集の内容

別紙ホームページのとおり。

②依頼及び回収

依頼文・意見提案書等書類は FAX により全事業者へ送付済み。関連団体には，郵送・持参のいずれかで依頼済み。回収は，メール・FAX・郵送・持参による。

③調査票の集計・報告

回収した調査票を集計し，次回の部会で報告する。



- 届出・証明・税金 | 結婚・出産 | こども・子育て | 教育 | スポーツ・文化・生涯学習 | 農林水産・食 | 環境・ごみ・リサイクル | 健康・医療・年金 |
- 高齢・介護 | 福祉・障がい者・戦没者遺族等への援護 | コミュニティ・地域の活動・NPO・ボランティア | 人権・男女共同参画 |
- 消費生活・各種相談・市民相談 | 仕事・就職・引越 | 住宅・建築 | 防犯・モラルマナー・交通安全 | 衛生・動物愛護 | 死亡 | 水道 |
- 道路・河川・下水道 | 交通案内 |

## 介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例案作成に係る意見募集について

先般の「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)」等の施行による老人福祉法、社会福祉法及び介護保険法の改正に伴い、従来、厚生労働省令で定めていた、介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等について、都道府県や市町村の条例で定めることになりました。

福岡市においては平成24年度中の条例制定を予定しており、その条例案を作成するにあたり、現行の基準(厚生労働省令)について、関係者の方々のご意見・ご要望を募集いたします。

### 条例で定めることとされた基準等

#### 1 条例で定めることとされた基準

条例等で定める基準	関係法
1 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準	老人福祉法
2 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準	
3 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	介護保険法
4 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	
5 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準	
6 介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準	
7 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準	
8 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	
9 指定地域密着型介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 指定地域密着型介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	
10 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準	社会福祉法

※それぞれの基準は、下記に掲載していますので、参考としてください。

#### 基準一覧へのリンク

※「介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準」に限り、一部(療養室、診察室及び機能訓練室に関する基準、医師及び看護師の員数に関する基準)が条例委任されていませんので(=引き続き、厚生労働省令で定める基準によるもの)、注意してください。

※平成23年11月に、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)」や「指定介護予防支援等の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号)」についても条例委任されることが閣議決定されていますが、基準については現時点で示されていないので、今回のアンケートの対象とはしていません。

#### 2 条例委任される基準の3類型

条例委任される基準は次の3つの類型に分類されており、それを踏まえて福岡市の実情に適した内容を定めることとなります。

	従うべき基準	標準	参考すべき基準
法的な効果	条例の内容を直接的に拘束す		



#### 福岡市からの報道発表

- ◆記者発表(3月19日)◆
- ・天神駐輪場の社会実験期間を延長します(道路下水道局道路管理課)
- ・「官民協働事業への取り組み方針」の策定について(業手法等検討推進担当)

#### くらし・手続き・環境 注目情報

- ・3月25日(日)と4月1日(日)は各区役所・出張所が休日開庁します
- ・福岡市黄砂情報
- ・博多駅地区と天神地区結ぶルート(結ぶルート)の歩道などに歩道内サイン(路面標示シート)を設置します(PDF)
- ・ポリオの予防接種(春季)のお知らせ
- ・子ども手当の手続きは済みですか?

>> 注目情報一覧

>> 新着情報一覧



申請書ダウンロード



組織一覧

施設案内・webマップ

	る、必ず適合しなければならない基準	通常よるべき基準	
許容の程度	当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの。	合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じて「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの。	地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。
具体的な事例	○職員数 ○居室の床面積 ○安全の確保 他	○利用定員	○廊下幅 ○ブザーの設置 他

## 区役所

くらし・手続き・環境  
関連情報・参考情報

- 福岡市地下鉄時刻表
- 福岡市水道局
- 福岡市道路下水道局
- 福岡市消防局
- 福岡市民防災センター
- 福岡市交通局
- 市政だより
- 広聴・相談
- 福岡市バリアフリーマップ
- 福岡市公共施設案内システム
- みんなの！国保・医療・金（保険年金課HP）

## 募集要領

- 募集期間  
平成24年3月7日(水)～平成24年4月6日(金)
- 意見募集内容  
上記1～10の現行の基準及びその解釈へのご意見等
- 意見提出方法  
ファクシミリ又は電子メールにて、所定のご意見提案書(このホームページからダウンロードできます)によりご提案ください。
- 留意事項
  - 関係施設・事業所においては、ご提案は任意ですが、多くの事業所等からのご意見をお待ちしております。
  - 事業所等のご利用者やそのご家族等から日頃寄せられているご意見についても、この意見募集の趣旨に適合するものであれば、ご意見の中に含めてご提案ください。
  - いただいたご意見については、条例案作成の際の検討資料とさせていただきます。なお、個別に回答することは予定しておりませんので、ご了承ください。

## 条例で定めることとされた基準の一覧とご意見提案書

## ダウンロード

- ・依頼文(103kbyte)
- ・基準省令リスト(41kbyte)
- ・01.養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(192kbyte)
- ・02.特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(283kbyte)
- ・03.指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(515kbyte)
- ・04.指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(376kbyte)
- ・05.指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(254kbyte)
- ・06.介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準(283kbyte)
- ・07.指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(269kbyte)
- ・08.指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準  
指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(504kbyte)
- ・09.指定地域密着型介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準  
指定地域密着型介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(261kbyte)
- ・10.軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準(222kbyte)
- ・ご意見提案書(25kbyte)
- ・ご意見提案書(46kbyte)

## ご提案及びお問い合わせ先

福岡市保健福祉局 高齢者施策推進課 権限移譲等対応担当  
〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号  
〔電話〕092-711-4257(直通) 〔FAX〕092-733-5587  
〔電子メールアドレス〕shiteikoushin@city.fukuoka.lg.jp



福岡市役所(地図・本市へのアクセスなど)  
〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号  
代表電話:092-711-4111  
(市役所開庁時間:午前8時45分～午後6時 土・日・祝日・年末年始を除く)  
各課お問い合わせ先(直通電話番号・Eメールアドレス・業務案内)

このホームページについて  
サイトマップ  
携帯サイト  
広告事業

個人情報の取り扱いについて  
アクセシビリティについて  
リンク集  
リンク・著作権等